

吹田民主商工会

# いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1  
 TEL (06) 6383-2211  
 FAX (06) 6383-8160  
<http://www.suita-minshou.com>  
[suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp)

## 必ず年1回以上の健康診断を

確定申告の際に健康診断のアンケートにご協力いただきありがとうございます。集計作業ができました。

アンケートにご協力いただいた172名の内、昨年4月から健康診断を85名の方が受診したと回答をいただきました。そのうち約15%の13名の方が要治療と診

健康診断 の受診	した	85
	予定	17
	ない	69
検査結果	異常なし	60
	要検査	5
	要治療	13
病名	高血圧	8
	糖尿病	5
	他	7

断されています。2月・3月に受診を予定している方は17名いましたが、69名の方はこの1年間で受診しておらずうち20名の方が5年以上もしくは受診したことがないと回答されています。忙しい中で受診が難しいこともあると思います。民商共済会の健康診断で協力いただいている相川診療所では平日の月曜・金曜の夜診や土曜日の午前診、月1回で日曜健診も実施されています。病気の診断を受けると治療のため時間を取らないといけないなど受診を控える方もいますが、早期発見は治療にかかる時間と費用も短縮できます。毎年受診するようにしていきましょう。

## 新型コロナウイルスの共済金請求について

全商連共済会は新型コロナウイルス感染症にかんする共済金請求について以下の措置を行っています。

### 【入院見舞金・安静加療見舞金の対象について】

- ・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金・安静加療見舞金の対象となります。
- ・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

### 【請求書に添付する書類について】

- ・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合には、それらの書類の提出をお願いします。
- ・保健所等から自宅待機を口頭で伝えられた場合は、そのことを役員が確認し、別紙（役員による確認書）に必要事項を記入して提出してください。

### 【免責規定の免除】

- ・新型コロナウイルス感染症による入院見舞金の請求については、加入後6カ月の免責規定を免除します。

### 【請求時期・期限について】

- ・新型コロナウイルス感染症発生時までさかのぼって請求できます。ただし、新規加入者は、加入月の翌月1日から効力が発生しますのでご注意ください。
- ・免責期間に該当するため支払えなかった場合でも、請求できます。

## 消費税はぜひ廃止に

3月24日に毎月定例の消費税廃止吹田連絡会の宣伝行動を行いました。3団体から11名が参加。今回はイオン吹田店前でビラの配布とマイク宣伝を行いました。ビラを配布している中でも話しかけられることがあり「消費税は減税じゃなくてぜひ廃止してほしい」との声もありました。消費税が導入された4月1日には新婦人さんが毎年恒例で行う阪急南千里駅前で正午をまたぐ宣伝行動に取り組みます。

## 再度の営業時間短縮要請

大阪府下の新型コロナウイルス感染が再度拡大していることから、現在大阪市内で実施されている飲食店などの時短要請が大阪府内全域に拡大されます。期間は4月1日から4月21日までです。対象となるのは居酒屋・喫茶店・バー・カラオケ店などの店内飲食の飲食店等（コンビニは含まない）でもととの営業時間を朝5時から夜9時以前もしくは夜9時以降の営業時間を朝5時から夜9時に短縮し、酒類の提供を夜8時30分まで（夜8時30分までは注文ではなくテーブルへの提供）とすることを要請されます。要請に協力した飲食店などには1店舗1日4万円の21日分として84万円の協力金が支給されます。大阪市内に限定されませんが賃料が60万円以上の店舗には大阪市により協力金の上乗せが行われます。

2月1日から2月28日まで営業時間短縮の第2期分の協力金の申請期限は4月19日までです。ご注意ください。なお大阪市内に出されていた3月1日から3月31日までの営業時間短縮に対する第3期分の協力金の支給申請は4月1日から受付開始が予定されています。

## 伝言板

無料法律相談

4月15日（木）13時00分 民商会館

北大阪総合法律事務所の出張相談です。相談を希望される方は予約のご連絡をください。

### 一時支援金の相談会

4月20日（火）14時00分 民商会館

4月22日（木）19時00分 民商会館

オンライン申請での入力作業と登録確認機関での事前確認に必要な書類の確認を行います。申請要件は緊急事態宣言を受けて今年1月〜3月の売上が前年若しくは前々年と比較して50%以上減少したこと（他要件あり）です。

# お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

